

あなたの

「安心」と「安全」を

認定NPO法人 ゆうかりが守ります。
是非ご相談ください。



「成年後見制度」とは…

認知症や知的障害などで判断能力が不十分となった成年者のために、法律上の権限と責任を持った「後見人又は保佐人、補助人」をつけて、ご本人が支障なく普通の生活を送れるよう支援する制度です。



成年後見・身元引受・財産管理・遺言・相続・死後の事・介護支援・金銭管理・障害者支援・書類の代行・任意後見・お墓掃除代行・旅行支援・外出支援・安否確認

などなど、気になることが有ればお気軽に相談下さい。専門の者が相談に応じます。

成年後見常設相談所

市民後見センターおおさか

(運営：認定非営利活動法人ゆうかり)

TEL. **06-6916-7230**

FAX. 06-6115-5933

E-mail : s-pal2@kni.bilobe.ne.jp

市民後見センターおおさか

検索